

平成 27 年 3 月 30 日

各 位

株式会社 西 京 銀 行
取締役頭取 平岡 英雄

「さいきょう相続定期預金」の取扱開始について
～ 上乗せ利率年 0.5%！さらに上限金額なし！！～

西京銀行では、相続のスペシャリストスタッフによる相続手続きのサポート体制を強化し、ご家族から受け継がれた大切な資金をお預かりさせていただくとともに、お客さまとのコミュニケーションを通じ、資産運用、お借入など、あらゆるご相談にきめ細かくお応えしています。

このたび、さらなるサービス向上を図るため、「さいきょう相続定期預金」について、下記の通り取扱を開始いたしますので、お知らせします。

記

対象者	1年以内に相続による預金等をお受取りになられた個人の方
取扱開始日	平成 27 年 4 月 1 日（水）
金 額	300 万円以上（単位 1 円、上限なし）
期 間	1 年（自動継続）
金 利	スーパー定期預金（1 年もの）の店頭表示金利に「年 0.5%」（税引前）を上乗せ

西京銀行は、これからもお客さまの期待に応える商品・サービスの提供に努め、「いつでもどこでも気軽にご相談いただける親しみやすい銀行」を目指してまいります。

以上

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 営業統括部（担当：佐貫）

TEL 0834-22-7664

【商品概要】

1.商品名	さいきょう相続定期預金						
2.ご利用いただける方	1年以内に相続による預金等をお受取りになられた個人の方 ※当行以外の金融機関でお受け取りになられた預金等も含まれます。						
3.取扱期間	定めなし						
4.取扱店舗	全店(ただし、ウェブー丁目支店、福岡支店をのぞく)						
5.商品内容	スーパー定期預金(元加式・利払式)						
6.預入期間	1年(自動継続)						
7.預入金額	300万円以上(単位1円、上限なし) ※相続以外の当行および他行預金も対象とします。 ※新規のお預入れに限ります。 ※有価証券等の換金代金も含まれます						
8.利払方法	満期日に元金に加算、または指定口座に入金します。						
9.適用金利	預入日におけるスーパー定期預金(1年もの)の店頭表示金利+相続定期預金の上乗せ利率を適用します。 (例:店頭表示金利年0.025%+上乗せ金利年0.5%の場合、相続定期預金の適用金利は年0.525%とする。) (金利は税引前のものです。国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%の税金がかかります。)						
10.満期後の適用金利	適用金利は初回満期日までとし、自動継続後は満期日における、お預入れ金額に応じた1年ものスーパー定期の店頭表示金利を適用します。						
11.中途解約	満期日前に解約される場合は当行所定の中途解約利率を適用します。 ※中途解約利率の例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上1年未満</td> <td>約定利率×20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6ヶ月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。 また、上記によって求めた利率が解約日の普通預金利率を下回る場合には解約日の普通預金利率を解約利率とします。</p>	お預入れ期間	中途解約利率	6ヶ月未満	解約日における普通預金利率	6ヶ月以上1年未満	約定利率×20%
お預入れ期間	中途解約利率						
6ヶ月未満	解約日における普通預金利率						
6ヶ月以上1年未満	約定利率×20%						
12.計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。						
13.課税方法	源泉分離課税20.315%(国税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%) 法令に定められた条件を満たす個人のお客さまはマル優のお取扱いもできます。 法人のお客さまは総合課税となります。						
14.手数料	不要です。						
15.利率の入手方法	本商品取扱店舗の店頭にてご確認ください。詳しくは窓口へお問い合わせください。						
16.必要書類	相続によりお受取になられた預金等のお受取になられた日が確認できる資料 <p>【当行で相続手続きをされた方】</p> <p>①ご本人確認資料 ②お届け印</p> <p>【当行以外で相続手続きをされた方】①②と③～⑥のどれか一点</p> <p>①ご本人確認資料 ②お届け印 ③遺産分割協議書の写し ④金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ⑤戸籍謄本の写し ⑥遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し</p>						
17.特記事項	預金保険の対象です。ただし、当行へのお預入れ金額1,000万円までとそのお利息につきましては同保険制度の範囲内で保護されますが、超過分は保護の対象となりません。 窓口のみでのお取扱いとなります。 金融情勢等によりお取扱内容を変更する場合があります。 ATM、インターネット・モバイルバンキング(パソコン・携帯電話)からのお預入には適用されません。 すでにお預入されている定期預金については対象外です。 他の金利優遇と重複してご利用いただくことはできません。 店頭で説明書をご用意しております。						
18.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または03-5252-3772						